

山梨県公報

号外第八十六号

平成二十一年
十一月十日

金曜日

一八三、九一三

山梨県選挙管理委員会告示第六十一号

地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十一年十一月十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 戸栗

敏

選挙区名

西八代郡

南巨摩郡

南都留郡

甲府市

富士吉田市

都留市・西桂町

山梨市

大月市

韮崎市

南アルプス市

北杜市

甲斐市

笛吹市

上野原市・北都留郡

甲州市

中央市・中巨摩郡

三分の一の数

四九五一

一二〇二〇

一二、二五八

五一、八〇六

一三、九八三

九八四六

一〇、三七七

八〇七七

四五九

二六九

一九、二九三

七七九

一九、四六二

一九、一九三

九〇二

七〇三

一九、一九三

四二

一九、一九三

四二

山梨県選挙管理委員会告示第六十一号
地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第七十六条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。
平成二十一年十一月十日

平成二十一年十一月十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 戸栗
敏

発行者 山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一號

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番